

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年 8 月 2 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フードマーケットマム高松店
静岡市駿河区敷地一丁目 131-1 外 8 筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役 上野 拓
静岡市駿河区小鹿三丁目 1 番 58 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役 上野 拓
静岡市駿河区小鹿三丁目 1 番 58 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 3 月 23 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,278 平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

- | | |
|---------------------|-------------|
| （1）駐車場の位置及び収容台数 | 60 台 |
| （2）駐輪場の位置及び収容台数 | 40 台 |
| （3）荷さばき施設の位置及び面積 | 92.0 平方メートル |
| （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 16.8 立方メートル |

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| （1）開店時刻及び閉店時刻 | 10 時 00 分から 22 時 00 分まで |
| （2）駐車場を利用できる時間帯 | 9 時 30 分から 22 時 30 分まで |
| （3）駐車場の出入口の数及び位置 | 9 箇所 |
| （4）荷さばきを行うことができる時間帯 | 6 時 00 分から 22 時 00 分まで |

8 届出年月日

令和元年 7 月 22 日